

平成 2 5 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 資源物の持ち去り行為を禁止するため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 資源物の収集又は運搬の禁止等に係る規定を追加</p> <p>(2) 罰則規定を追加</p> <p>3 施 行 2 6 . 4 . 1</p>
第 2 号	松本市公共物の管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 占用許可期間の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>流水又は土地の占用許可期間 3年以内 → 5年以内 (市長が特に必要と認めたもの 5年以内 → 10年以内)</p> <p>3 施 行 2 6 . 4 . 1</p>
第 3 号	松本市準用河川の占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 占用許可期間の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>流水又は土地の占用許可期間 3年以内 → 5年以内 (市長が特に必要と認めたもの 5年以内 → 10年以内)</p> <p>3 施 行 2 6 . 4 . 1 等</p>

第 4 号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>1 都市公園の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新設する都市公園の名称及び位置 青島公園 松本市大字島内4 3 9 7番1</p> <p>3 施 行 公布の日</p>												
第 5 号	松本市特別職職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 市長等の退職手当の額の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 給料月額に勤続月数を乗じて得た額に乗ずる割合</p> <table border="1" data-bbox="751 898 1449 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>1 0 0分の5 0</td> <td>1 0 0分の4 2</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>1 0 0分の3 5</td> <td>1 0 0分の2 9 . 4</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>1 0 0分の2 8</td> <td>1 0 0分の2 3 . 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 公布の日</p>	区分	改正前	改正後	市 長	1 0 0分の5 0	1 0 0分の4 2	副市長	1 0 0分の3 5	1 0 0分の2 9 . 4	教育長	1 0 0分の2 8	1 0 0分の2 3 . 5
区分	改正前	改正後												
市 長	1 0 0分の5 0	1 0 0分の4 2												
副市長	1 0 0分の3 5	1 0 0分の2 9 . 4												
教育長	1 0 0分の2 8	1 0 0分の2 3 . 5												
第 6 号 . 第 7 号	平成 2 5 年度補正予算	平成 2 5 年度一般会計補正予算 平成 2 5 年度特別会計補正予算												
第 8 号	工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度市道 5 5 1 0 号線平田橋上部工工事）	<p>1 市道 5 5 1 0 号線平田橋の上部工をするもの</p> <p>2 工事概要 橋梁上部工 L = 4 6 . 1 m W = 1 5 . 0 m</p> <p>3 請負金額 1 億 6, 622 万 2, 260 円</p> <p>4 請 負 人 松本土建(株)</p> <p>5 竣工期限 2 6 . 1 2 . 1 2</p>												

第 9 号	工事請負契約の締結について（（仮称）松本市白板地区公民館新築主体工事）	1 （仮称）松本市白板地区公民館を新築するもの 2 工事概要 鉄筋コンクリート造2階建 延 696.73 m ² 3 請負金額 1億7,604万円 4 請負人 (株)アスピア 5 竣工期限 26.12.19
第 10号	市有財産の取得について（松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地）	1 松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地として大手2丁目及び大手3丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 544.20 m ² 3 取得金額 4,311万1,037円 4 相手方 山田 幸也 外2社及び6人
第 11号	市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目及び城西2丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 1,143.79 m ² 3 取得金額 8,528万8,160円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外1社及び12人

第12号	市道の認定について	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 4路線 3 認定延長 170.56m
第13号	松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、処理する事務を変更し、規約を変更するもの 2 事務の変更内容 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 → 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 3 規約の変更内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 主な内容 処理する事務の変更 (2) 施行 26.4.1
第14号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川社会就労センター 外1施設）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈川社会就労センター (2) 奈川社会就労センター寄合渡分場 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 26.4.1～31.3.31

第 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（県児童館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 県児童館 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 26. 4. 1～27. 3. 31
第 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（元町児童館 外 5 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 元町児童館 (2) 南郷児童館 (3) 寿台児童館 (4) 内田児童館 (5) 岡田児童センター (6) 中山児童センター 3 指定管理者に指定するもの 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
第 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（蟻ヶ崎児童館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 蟻ヶ崎児童館 3 指定管理者に指定するもの 特定非営利活動法人しろがね 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31

第 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（芳川児童センター 外 1 6 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 芳川児童センター 外 1 6 施設 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 2 6 . 4 . 1 ~ 3 1 . 3 . 3 1
第 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（和田児童センター 外 1 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 和田児童センター (2) 新村児童センター 3 指定管理者に指定するもの 企業組合労協ながの 4 指定期間 2 6 . 4 . 1 ~ 3 1 . 3 . 3 1
第 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（今井農産物直売施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 今井農産物直売施設 3 指定管理者に指定するもの (株)今井恵みの里 4 指定期間 2 6 . 4 . 1 ~ 3 1 . 3 . 3 1

第 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（美ヶ原温泉テニスコート 外 1 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 美ヶ原温泉テニスコート (2) 美ヶ原温泉駐車場 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
第 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉会館 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉旅館協同組合 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
第 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれあい山辺館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ふれあい山辺館 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅「浅間南団地」 外 6 3 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間南団地 外 6 3 施設 3 指定管理者に指定するもの 長野県住宅供給公社 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31

第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（池上百竹亭）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 池上百竹亭 3 指定管理者に指定するもの （一社）梓川ふるさと振興公社 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれあいパーク乗鞍）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ふれあいパーク乗鞍 3 指定管理者に指定するもの ふれあいパーク乗鞍管理委員会 4 指定期間 26. 4. 1～31. 3. 31
報 告 第 1 号	控訴の提起について （専決報告）	1 民事訴訟事件に係る 1 審判決の一部の変更を求め、控訴をするもの 2 控訴の趣旨 原判決中、控訴人の敗訴部分の取消し等の判決を求めるもの

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2 件

ア 自動車事故にかかわるもの 1 件

イ 道路事故にかかわるもの 1 件